

第1章

計画の基本的事項

*の単語は、資料編の用語集に説明があります。

1 計画改定の趣旨

本市では、令和5年3月に、脱炭素社会への移行に向けた「長岡市環境基本計画」の見直しと今後のエネルギー政策の指針となる「長岡市カーボンニュートラル チャレンジ戦略 2050」の策定を行いました。環境基本計画で掲げた「脱炭素・資源循環型のまち」に向け、エネルギーの分野では、徹底した省エネ対策の推進、再生可能エネルギー*の日常的な利用、地域資源の循環促進を基本方針として、温室効果ガスの排出削減対策（緩和策）を推進しています。

このたびの地球温暖化対策実行計画の改定では、国による地球温暖化対策推進法と気候変動適応法の改正を踏まえた対応が必要なこと、再生可能エネルギーの促進エリアの設定、CO₂（二酸化炭素）吸収源の取組、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）について、基本的な方針を示します。

○見直しの視点

- ・脱炭素社会への移行に必要な行動を示す
- ・温暖化を緩和する取組の役割分担を示す
- ・気候変動による悪影響を最小限に抑え、適応策を進める

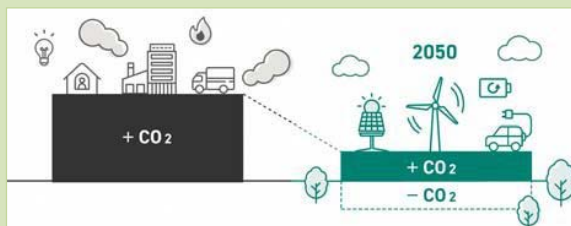
○見直しの内容

- ・温室効果ガスの排出状況や排出要因などを整理し、削減に向けた基本方針を提示
- ・再生可能エネルギーの導入を進めていくエリアを設定
- ・森林などCO₂の吸収源を保全し、炭素貯留*を進めていくエリアを設定
- ・経済活動における気候変動への適応策を提示
- ・気候変動による水害や雪害、熱中症被害などを低減させる取組を提示
- ・エネルギー効率の向上など、市民・事業者の行動指針と取組内容などを提示

コラム1 カーボンニュートラル・脱炭素社会とは？

CO₂をはじめとする温室効果ガス（p.6 参照）の「排出量」から、植林、森林管理などによるCO₂の「吸収量」を差し引いて、実質的な排出量をゼロにすることを「カーボンニュートラル」、それを実現した社会を「脱炭素社会」と言います。

吸収量は、大気中のCO₂を光合成で吸収する森林資源や海藻などの海洋資源の適正管理により増やすことができます。このほか、CO₂と水素を反応させた合成メタンの製造や、CO₂を大気から分離し地中深くに貯留・圧入する方法などの技術開発が進められています。



資料：環境省

2 目指す将来像

本市が目指す将来像は、環境基本計画で掲げている次のとおりとします。

【脱炭素・資源循環型のまち】

脱炭素社会を目指し、省エネルギーの取組や再生可能エネルギーの導入が加速されるとともに、廃棄物の発生が抑制され、資源が循環利用されることで生活の豊かさが実感できる、地球にやさしい循環型のまち

地球温暖化対策は、国際社会が一体となって取り組む重要な課題です。そして、気候変動に起因して発生する気象災害の激甚化リスクを低減させることも重要な取組となりました。

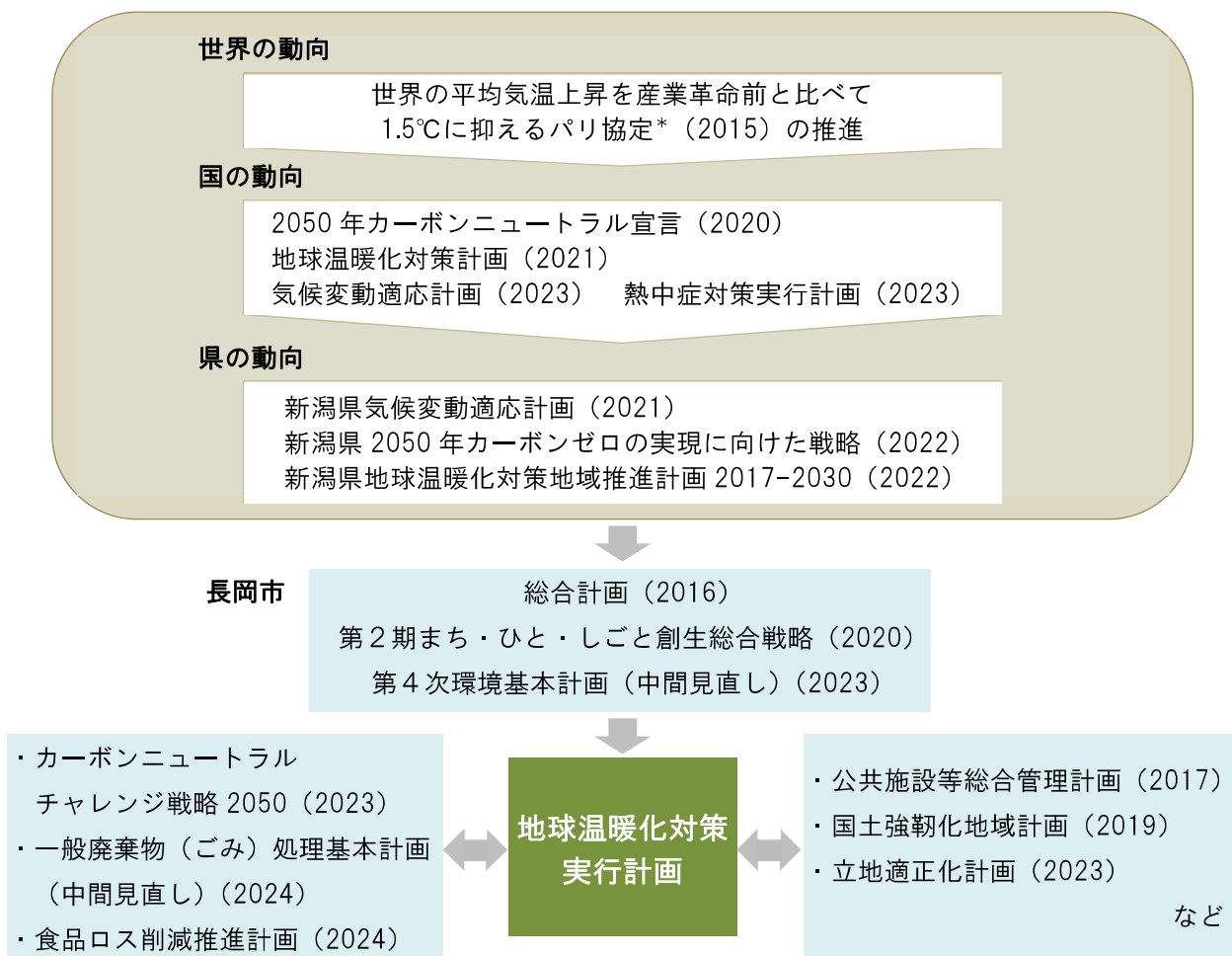
世界の平均気温上昇を産業革命前に比べて 1.5℃に抑える世界共通の目標達成は並大抵なことではありません。温室効果ガス排出量の削減にあたり、行政には率先して温暖化防止活動に取り組むこと、市民・事業者には日頃から脱炭素を意識して行動すること、原材料から製造、製品の使用、廃棄まで、ライフサイクルアセスメント*全体を捉えて行動することが求められます。

地域が持続可能であるためには、環境を良くすることにより地域経済を発展させ、経済の活性化が地域の環境を改善する、「環境と経済の好循環」を実現させることが大切です。それとともに、市民のライフスタイルが無理なく持続可能な形に移行し、一人ひとりのWell-being*（健康・幸福である状態・生活の質）も向上させていきます。

3 計画の位置づけ

脱炭素社会を目指す本計画は、本市の長期的・総合的な展望に立った市政運営の基本構想である「長岡市総合計画」、「長岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「長岡市環境基本計画」を上位計画とし、国や県の地球温暖化対策に関する計画との整合性を図るものとします。

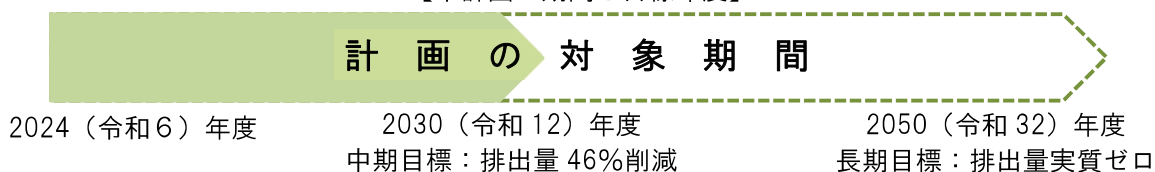
【関連する世界・国・県の主な動向と計画の位置づけ】



4 計画の期間と目標年度

本計画の対象期間は、「2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロ」に向け、中期目標を2030年度、長期目標を2050年度としています。本計画では、国が目指す目標と同様に2030年度における温室効果ガスの2013年度比46%削減を目指します。さらに、50%の高みに向けてチャレンジを続けていきます。そして、2050年度までに排出量実質ゼロとするカーボンニュートラルの実現を目指します。

【本計画の期間と目標年度】

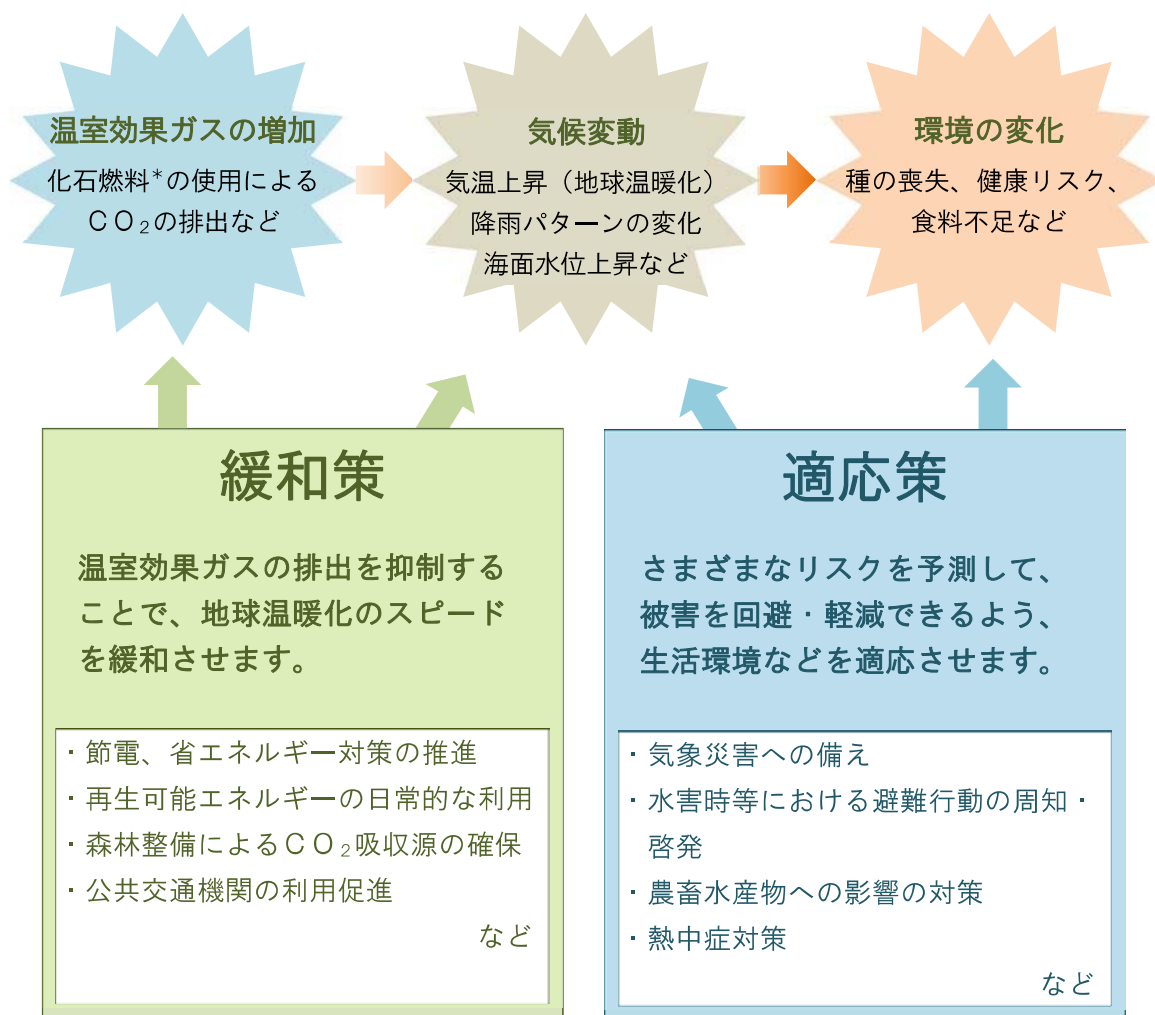


5 本計画の構成

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」及び「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に位置づけるとともに、気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」として位置づけます。

本計画では、地球温暖化と気候変動の影響を低減させるため、緩和策と適応策を車の両輪として推進していきます。

- ・ 緩和策：地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減対策
- ・ 適応策：既に生じている、あるいは将来予測される気候変動による被害の回避・軽減対策



資料：環境省資料を基に作成

本計画の構成は以下のとおりとします。

第1章 計画の基本的事項

計画改定の趣旨や目指す将来像【脱炭素・資源循環型のまち】、
関連計画との位置づけ、期間など



現状

第2章 地球温暖化・気候変動の現状と将来予測

地球温暖化の進行、気候変動による影響



第3章 地球温暖化対策に関する近年の動向

世界・国内の動き、市の取組



第4章 長岡市の地域特性

位置と面積、社会条件、再生可能エネルギーの導入可能量など



第5章 温室効果ガス排出量の現状

国・県・市の温室効果ガス排出量の推移



目標と取組

第6章 市全域における地球温暖化・気候変動対策

- ・ 計画の目標
- ・ 温室効果ガス削減に向けた取組（緩和策）
徹底した省エネ対策や再生可能エネルギーの日常的な利用、地域資源の循環、
地域脱炭素促進エリア*・吸収源促進エリアの設定、温室効果ガス削減に向け
た行動の実践
- ・ 気候変動に対する取組（適応策）
経済活動における気候変動の適応策、気象災害対策や熱中症対策などの取組



第7章 市役所業務における行動指針

市役所業務における温室効果ガス排出量の現状と取組目標



第8章 市民・事業者における行動指針

市民・事業者が行動するための指針と取組



第9章 計画の推進

計画の推進体制と進捗管理

